

吹田市民プール指定管理者指定申請に係る質問及び回答

	質問	回答
1	<p>指定管理者募集要項 4ページ：(4)：ウ：キャッシュレス決済（予定）と記載がございますが、設置費用は指定管理者の負担でしょうか、また、指定管理者が徴収した使用料は市に納付していただきますと記載がございますが、市より毎月納付書が届きその後、納付するのでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>キャッシュレス決済機能を搭載した券売機を市は持っていませんので、券売機を使用する場合の購入は指定管理者の負担となります。なお、決済に係る手数料は市が負担します。 また、納付書については、所定の用紙をお渡しするので、毎月清算後に事業所にて納付してください。</p>
2	<p>指定管理者募集要項 5ページ：ケ：職員の配置について、責任者1人配置することと記載がございますが、正職員でしょうか、ご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。施設の責任者として、正規雇用職員（正社員）職員を確保する必要があります。</p>
3	<p>指定管理者募集要項 5ページ：コ：自主事業：吹田市水泳連盟が行っている水泳教室以外での項目の水泳教室実施は可能でしょうか、ご教示ください。</p>	<p>開催日時、場所、実施内容等を市に事前に申請し、承認があれば実施は可能です。</p>
4	<p>指定管理者募集要項 7ページ：(10)：施設賠償責任保険の加入と記載がございますが、1事故（身体）（財物）保証金額の設定はございますか、ご教示ください。</p>	<p>施設賠償責任保険において、保証金額の設定はありません。 なお、現指定管理者は1事故につき（身体）30億円、（財物）1,000万円の保証金額を設定しています。</p>
5	<p>指定管理者募集要項 6ページ：(2) 指定管理料には吹田市プールの管理運営に関する人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、賃貸料、租税公課、負担金と記載がございますが、過去直近3年間の数値内容及び金額をご教示ください。</p>	<p>別掲1のとおりです。</p>

吹田市民プール指定管理者指定申請に係る質問及び回答

	質問	回答
6	<p>指定管理者募集要項 6ページ：エ：管理体制計画書に関しまして、正確な人員配置表を作成するにあたり各施設の図面を頂くことは可能でしょうか、ご教示ください。</p>	<p>別掲2・3のとおりです。</p>
7	<p>指定管理者募集要項 16ページ：ケ：その他：（イ）納税証明書は、消費税（国税）その3の4。大阪府税、大阪府市税、固定資産税などの項目が必要でしょうか、ご教示ください。</p>	<p>納税証明書はその3の3・市民税・固定資産税・都市計画税・事業所税・法人府税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税等の提出が必要です。</p>
8	<p>指定管理者募集要項 16ページ：ケ：その他：（エ）グループ協定書は、吹田市の指定の用紙がございますか、無い場合は独自の書面でよろしいでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>収支計画書 入場者及び収入を算出するために、過去の実績直近3年間の数値をご教示ください。</p>	<p>別掲4のとおりです。</p>
10	<p>その他 夏期屋外プールにおいて、毎時間10分の休憩を取ることは可能でしょうか、水底検査や利用者及び監視員が水分補給を取る時間等、ご教示ください。</p>	<p>休憩を取ることは可能です。安全点検や安全確保、水質保全等の安全管理のため必要に応じて実施してください。</p>